

許可番号 第04320002263号

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県玉名市岱明町鍋72番地

氏名 株式会社中尾産業
代表取締役 中尾 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成29年5月8日

許可の有効年月日 平成34年2月12日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	破碎・分級 (移動式)	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずであるものを除く。）、がれき類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎	木くず、繊維くず、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎・分級	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	選別	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所・駐機場所	設置年月日	処理能力
破碎・分級 (移動式)	熊本県荒尾市高浜字道ノ上1903番25	平成12年7月26日 〔平成13年2月1日 みなし許可〕	680t/日(8h)

(裏面へ続く)

(裏面)

種類	設置場所・駐機場所	設置年月日	処理能力
破碎	熊本県荒尾市高浜字道ノ上1903番25	平成21年9月14日 (平成21年9月14日 設置許可 第中-214号)	51.3t/日(24h):木くず 15.1t/日(24h):繊維くず 26.7/日(24h):廃プラスチック類
破碎・分級	熊本県荒尾市高浜字道ノ上1903番25	平成21年9月14日 (平成21年9月14日 設置許可 第中-213号)	264t/日(8h)
選別	熊本県荒尾市高浜字道ノ上1903番25	平成17年11月26日	161.6t/日(8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。
- (3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (4) 移動式破碎施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。
- (5) 移動式破碎施設の使用時間は午前8時から午後6時までとし、原則として日曜、祝祭日は使用しないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成9年2月13日付けで新規許可
- (2) 平成10年6月10日付けの変更届出により名称変更(旧名称:有限会社中尾産業)
- (3) 平成12年2月21日付けで事業範囲変更許可(処理方式に「破碎・分級」を追加)
- (4) 平成12年8月10日付けで事業範囲変更許可(処理方式に「破碎・分級(移動式)」を追加)
- (5) 平成13年3月29日付けの変更届出により表示変更(破碎・分級施設)
- (6) 平成14年2月19日付けで更新許可
- (7) 平成17年12月24日付けで事業範囲変更許可(「破碎」で処理する産業廃棄物の種類に「木くず」を追加)
- (8) 平成17年12月24日付けの変更届出により破碎・分級(移動式)施設の駐機場所変更(旧駐機場所:熊本県荒尾市金山字鷺巣366-1)
- (9) 平成18年2月10日付けで事業範囲変更許可(処理方式に「選別」を追加)
- (10) 平成19年3月29日付けの変更届出により一部事業廃止(処理方式の「破碎・分級」を廃止)
- (11) 平成19年8月14日付けで更新許可
- (12) 平成20年11月20日付けの変更届出により一部事業廃止(処理方式の「焼却」を廃止)
- (13) 平成22年4月19日付けで事業範囲変更許可(処理方式に「破碎・分級」を追加及び「破碎」で取り扱う産業廃棄物の種類に「繊維くず、廃プラスチック類」を追加)
- (14) 平成24年6月18日付けで更新許可
- (15) 平成29年5月8日付けで更新許可

5. 規則10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 「無」